

熱中症対策に資する現場管理費補正の試行要領Q & A

Q	A
対象工事について	
営繕工事の他、対象外となる工事は	「下水道用設計標準歩掛表(日本下水道協会)で積算した機械・電気設備工事」は、共通仮設費に含まれる安全費に熱中症の予防に要する費用が含まれているため対象外とします。
対象期間について	
対象期間について具体的にはどの期間を指すか	対象期間は工事着手日から工事完成日までの期間とし、実際に現場作業を伴う着手から完了までの期間としています。 ただし、現場作業を伴う後片付けが工期末の 34 日を超える場合など、変更契約手続き上、対象期間とする事が困難な場合は、工期末の 34 日前を工事完成日とします。 なお、工期は、後片付け期間20日、完成検査期間14日を含んでいます。 ※熱中症対策に資する現場管理費補正の試行要領の工事完成日と契約上の工事完成通知日とは異なります。
報告について	
受注者から熱中症対策に係わる実施報告は必要か	本補正に対して行った対策の報告は不要です。
補正について	
現場環境改善(安全関係)の「避暑(熱中症予防)・防寒対策」の実施内容として取り扱うことは可能か	取り扱うことはできません。それぞれ実施内容が異なりますので、適切に使い分けを行ってください。 ○熱中症対策に資する現場管理費補正の試行 →作業員個人に対する熱中症対策費用(塩飴、経口補水液等効果的な飲料水、空調服等) ○現場環境改善「避暑(熱中症予防)・防寒対策」

	→ 現場の施設や設備に対する熱中症対策費用 (日除けテント、送風機、給水器、製氷機等)
出来形検査のための測量作業等の工事に 関係する屋外作業は計上可能ですか。	屋外作業であれば真夏日の日数として計上します。